

お客さま各位

2020年3月26日
株式会社長田野ガスセンター

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

当社は、「生活不安に対するための緊急措置(新型コロナウイルス感染症対策本部)」として経済産業省からの「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払い猶予等に係る要請」を受け、下記の通り特別措置を実施することといたします。

記

1. 適用対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度「緊急小口資金・総合支援金」の貸付を受けたお客様で、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客様。(社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。)

※生活福祉資金貸付制度については、お住いの市町村の社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

2. 特別措置の内容

当社とガスの契約を締結しているお客様について、2020年2月検針分及び3月検針分の、各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

3. お問い合わせ先

株式会社長田野ガスセンター 福知山市長田野町2丁目19番地

電話番号 0773-27-0689

受付時間 : 平日9時～17時(土日祝を除く)

受付開始日 : 2020年3月26日

以上